

2019（令和元）年12月18日

児童相談所における弁護士業務

新潟市総務部・児童相談所
副参事（弁護士） 小林 美和

本日の概要

- 児童相談所における弁護士配置等の背景，現況
- 弁護士に期待される業務 及び 弁護士の行う実際の業務
- 新潟市児童相談所の特色（兼部による業務）

児童相談所における弁護士配置等の背景

- 年々、子どもの保護の分野に関する司法の関与が強化されていた
(平成16年施設入所・里親委託等の措置における司法関与,
平成18年臨検・捜索における司法関与など)
- 児童虐待相談対応件数の増加とともに複雑・困難なケースも増加
- 児童の心理健康・発達, 法律などの側面で専門的知識に基づく的確・迅速な対応が必要

児童相談所における弁護士配置等の義務化

- 児相の業務量に見合った体制強化・専門性向上を図るための専門職の配置の一環として, 児童相談所への弁護士配置等が原則として義務化
(児童福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第63号, 平成28年6月3日公布, 該当部分は同年10月1日施行)
- 「法律に関する専門的な知識経験を必要とするものを適切かつ円滑に行うことの重要性に鑑み, 児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする」(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第3項)
- ※単に法令事務の経験を有する行政職員等の配置は「準ずる措置」には含まれない(児童相談所運営指針27頁)
→配置又はこれに準ずる措置=常勤, 非常勤, 嘱託, 顧問契約等

児童相談所における弁護士配置等の現況

全国の状況（全215か所）

	児童相談所数	常勤職員として配置	非常勤職員として配置	弁護士事務所との契約等により配置
H29.4.1	210か所	6か所 (2.9%) 6人	82か所 (39.0%) 105人	122か所 (58.1%)
H30.5.1	211か所	7か所 (3.3%) 9人	85か所 (40.3%) 136人	119か所 (56.4%)
H31.4.1	215か所	11か所 (5.1%) 14人	94か所 (43.7%) 156人	110か所 (51.2%)

(※) 常勤弁護士を配置している自治体は、和歌山県（1箇所、1人）、福岡県（1箇所、1人）、横浜市（1箇所、1人）、川崎市（1箇所、1人）、新潟市（1箇所、3人（本庁と兼任））、名古屋市（3箇所、3人）、大阪市（1箇所、1人）、福岡市（1箇所、1人）、明石市（1箇所、2人）

（厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 調べ）

新潟市児童相談所の弁護士関与の歩み

- 平成27年度～ 市の常勤職員である弁護士が関与（援助方針会議に月1回出席）
- 平成29年度～ 児童相談所と兼務。週1回終日児童相談所で勤務
- 平成30年度～ 市の常勤職員として弁護士を2名追加採用。3名とも児童相談所と兼務。交代で勤務することで、児童相談所に弁護士が常駐する体制を確保

弁護士に期待される業務(1) 厚生労働省

■ 「児童相談所運営指針について」

(平成2年3月5日付け児発第133号厚生省児童家庭局長通知
(平成30年10月25日付け子発1025第1号による改正後のもの)、以下「運営指針」という。)

- 児童福祉法第28条の措置、親権喪失又は停止の審判や法第33条第5項の引き続いての一時保護の承認の申立て等の手続や法的知識を前提に当該措置等に反対している保護者に説明を行うなど、法的知識を要する業務を行うこと
- 運営指針に記載されている弁護士の業務の具体例(まとめ)
 - 児童相談所長が採りうる法的手続(特に裁判所が関与するもの)への対応・助言・調整
 - 関係機関(特に捜査機関)からの照会への対応
 - 保護者対応等

弁護士に期待される業務(2) 日本弁護士連合会

■ 児童相談所の常勤・非常勤職員への応募に際して(弁護士向け情報提供・平成28年)

- (1) 子どもの養育環境等に関する事実を的確に把握・評価し、事案に応じた適切な支援につなげる。その際、必要に応じて、臨検・捜索、一時保護、児童福祉施設入所措置などの権限行使の要件を満たすか否かの見解を示すこと。
- (2) 児童福祉法28条の申立て、親権停止・喪失の申立てなど、裁判手続に関する書面を作成し、裁判所の審理手続に関与すること。
- (3) 児童相談所が行う判断・処分について、判断をした理由や処分の法的根拠を保護者に対して説得的に説明すること。保護者の態度いかんでは、児童相談所職員が保護者に対して毅然とした対応を行うように援助すること。
- (4) 児童相談所が行う行政処分が適正手続に則ってなされるようにチェックすること。
- (5) 児童相談所の職員や、市町村など関係機関の職員に対して、子どもと家族の支援に必要な児童福祉法、児童虐待防止法、民法、行政法、その他子どもの支援に関する法律について助言すること。
- (6) 児童相談所が関わる触法少年・虞犯少年案件、DV案件、虐待をした保護者の刑事事件などについて、児童相談所等の職員に対する助言や関係機関との協議を行うこと。

実際の業務（概要）① 日常業務

- 児相の重要な会議（虐待の通告への対応を検討する会議（虐待通告受理会議）、ケースワークの結果を受けて児相の援助方針を決定する会議（判定会議、援助方針会議）等）に出席し、意見や助言をする
- 家庭裁判所への申立手続について、裁判所に提出する書類の作成支援や期日における代理人としての活動
- 対応困難な保護者等への対応、面接への同席等
- 性的虐待や刑事事件などが予想されるケースにおける、被害児童への被害確認面接や協同面接の面接計画を立案、バックスタッフとしての調整、児童からの聴取等
- 児童自身が使える制度や権利について児童へ説明をも行う（刑事事件、民事事件、未成年後見人等の各種制度含む）

実際の業務（概要）② 総務的業務

- 情報公開請求、個人情報開示請求、児相が行った行政処分に対する不服申立て全般への対応
- 児相業務に関わる規則、要綱等の調整等
- 児相業務に関わる法制度についての職員向け研修

実際の業務（概要）③ 関係機関との折衝

- 個別ケース会議等において、児童相談所の調査や立場について、法的観点に基づき説明する等
- 検察、警察等関係機関との関係調整（会議への出席、個別ケースにおける調整、協定等締結のための調整を含む）
- 弁護士会子どもの権利委員会との交流窓口 等

児童相談所と市役所総務部との兼部

■ 兼部の強み

- 児童相談所配置弁護士が市役所総務部と兼務していることで、弁護士が市役所全体の法的業務（行政不服審査の審理員業務含む。）に明るい（なお、審理員候補者は、該当しうるケースの会議には参加しない）

■ 兼部の弱み

- 時期によっては所属している両部の業務負担が重なることがある（（兼部ではないが）超過勤務手当（管理職手当）がない等の問題）
- 児童相談所業務と市役所総務部業務のどちらにも対応するため弁護士に要求される能力が広範囲

弁護士配置の意義（まとめにかえて）

- ① **法的知識の多角的な活用ができる（事実認定の手法，児童又は保護者の関与する法的手続の見通し等）**
 - 個別ケースに応じて，客観的事実を基礎とした事実認定を行う手法を確認することができる
 - 多面的な視点で法的助言を得ることができる（保護者等の刑事・家事事件等の見通し，被害児童の権利等）
- ② **即応性がある**
 - 刻々と状況が変化する児相業務の現場において，弁護士が職員と二人三脚で状況を把握・分析していることで，臨機応変に助言を得ることができる
 - 弁護士を「机を並べて仕事をしている仲間」として気軽に相談することが可能に
- ③ **これまでの詳細な経過を踏まえた助言を得ることができる**
 - 児相職員が法的問題について外部の顧問弁護士等に相談する従来の形では，児相職員が法的問題だと思ったものしか弁護士への相談の対象にならない
 - 弁護士が児相で勤務し，ケース記録に目を通し，会議に出席することで，隠れた法的問題を弁護士が掘り起こし，都度，能動的に適切な助言をすることが期待できる
- ④ **公正さ（適法性・妥当性）の担保**
 - 法的問題をクリアした上で対応しているという意識が，職員の自信を持った対応につながる
 - 単に児相の対応を正当化するのではなく，児相の権限行使（親子分離など）が公正に行われているかについて，法律の専門家として，客観的な視点からチェックすることが期待できる